

横浜市防災会議条例

制 定 昭和38年 3月 5日条例第 1号

最近改正 平成24年9月 25日条例第 54号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、横浜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例12・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 横浜市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平10条例4・平24条例54・一部改正)

(組織等)

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長、副会長は危機管理監及び副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 神奈川県知事の部内の職員
- (3) 神奈川県警察の警察官
- (4) 自衛隊の部隊又は機関の長
- (5) 市議会の議員
- (6) 本市の職員
- (7) 教育長
- (8) 消防長及び消防団長
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (10) 本市の地域において業務を行なう指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

(平10条例4・平18条例66・平18条例70・平24条例54・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、または任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する副会長、委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長がかけたときは、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(平10条例4・追加)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

(平10条例4・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和38年8月規則第46号により同年8月7日より施行)

附 則(平成10年2月条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年2月条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月条例第70号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市防災会議条例（昭和38年3月横浜市条例第1号）第7条の規定に基づき、横浜市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(会議の公開)

第4条 会議の公開は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月）に基づき実施する。

2 会議の公開及び傍聴、並びに会議資料の提供に関し必要な事項は、前項のほか、会長が指定する。

(秩序の維持)

第5条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第6条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(幹事会)

第7条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、総務局危機管理室長が招集し、議長を務める。

(専決処分)

第8条 会長において、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、第2条の規定にかかわらず、会長は、会議の権限に属する事務について専決処分にすることができる。

2 前項に定める場合のほか、軽微な事項については、会長は、専決処分にすることができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。ただし、次の会議の日時が定まっていない場合は、速やかに書面により委員に報告するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務局危機管理室危機管理部防災企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。